

京都市告示第 203 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 8 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科柳辻経11号線	山科区柳辻封シ川町38番地の1地先から	旧	メートル 27.50	メートル 3.15 ~ 3.50
	同町38番地の10地先まで	新	27.50	6.00 ~ 6.70
桂経48号線	西京区桂池尻町29番地の19地先から	旧	44.30	0.60 ~ 0.70
	同町29番地の31地先まで	新	44.30	1.50
桂緯314号線	西京区桂池尻町29番地の13地先から	旧	49.10	0.60 ~ 4.47
	同町29番地の19地先まで	新	48.20	2.46 ~ 9.00

(建設局土木管理部道路明示課)